

第9回延岡市農業委員会会議録

(令和6年3月28日)

1. 開催日時 令和6年3月28日(木) 午前9時30分から

2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂

3. 出席委員 15 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲斐 壽徳	2	佐藤 純子	3	花畑 志良一
4		5	菊池 光雄	6	小西 吉寿
7		8	須藤 寛之	9	
10	松下 康廣	11		12	遠田 祐星
13	高橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野 博文
16	安藤 重徳	17	甲斐 亜季	18	松田 宗史
19	矢野 光一				

4. 欠席委員 3 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲斐 孝	2	甲斐 充伸	3	久富 喜良
4	吉田 嘉	5	松田 純二	6	黒田 啓陸
7	佐藤 隆美	8	松田 成歳	9	酒井 渡
10	甲斐 秀雄	11	横山 博章	12	山内 憲次
13	岩切 伸行	14	甲斐 正太郎	15	甲斐 詳三
16	甲斐 一太郎	17	田口 誠	18	松原 学
19	戸高 久文	20		21	甲斐 昭浩
22	黒田 五司	23	岩佐 美基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 32 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 33 号 農用地利用集積計画の決定について(所有権)
議案 第 34 号 農地法第4条の許可申請について
議案 第 35 号 農地法第 5 条の許可申請について

- 報告 第 31 号 農地法第5条の届出について
報告 第 32 号 農地法第 18 条第6項の通知について
報告 第 33 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議 第 14 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	梅 田 勝 徳	北川産業建設課 主 事	甲 斐 健 太

8. 会議の概要

事 務 局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
会 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第9回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局	はい。本日は委員総数18名中15名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号10番、松下 康廣（まつした やすひろ）委員と委員番号12番、遠田 祐星（とおだ ゆうせい）委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第32号 農地法第3条 所有権の移転についてから議案第35号 農地法第5条の許可申請についてまでの議案4件、報告案件3件、協議案件1件となっています。 なお、今回の、農地利用最適化推進委員の活動報告につきましては、甲斐 一太郎（かい いちたろう）推進委員と吉田 嘉（よしだ よしみ）推進委員のお二人をお願いしたいと思います。後ほど準備をお願いします。 それでは、議案第32号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。 整理番号1番について、委員番号2番、佐藤 純子（さとう すみこ）委員より説明をお願い致します。
佐 藤 （ 純 ） 委 員	委員番号2番、佐藤（純子）です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は宇和田町、畑1筆で面積は497㎡です。譲渡人、譲受人ともに柚木町在住の方です。今回譲渡人が高齢のためもうできないということで、周りを耕作している譲受人が受けることになりました。譲受人の経営状況は2,987㎡で労力人は2人、経営規模拡大です。地目は畑となっています。宇和田町のこの辺りの農地はほぼ畑ですが、その半分近くがポンプを引いて田として使っている状況です。 譲受人はこれからの担い手ということで、地域計画にも加わっている方で問題ないと思われます。
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号5番、菊池 光雄（きくち みつお）委員より説明をお願い致します。
菊 池 委 員	委員番号5番、菊池です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北方町曾木地区で、畑2筆で1,678㎡です。譲渡人は北方町曾木在住の方で、譲受人は宮崎市清武町在住の方です。理由は贈与です。この案件は簡単に説明いたしますと、以前譲渡人が譲受人の土地を借りてお茶を植えていまして、今も植えているのですが、今度譲受人がこっちに帰って来るということで同じくらいの土地を譲渡人が用意をしたということであり、問題ないと思われます。地域要件は問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	次に、整理番号3番から6番について、委員番号13番、高橋 利喜哉（たかはし りき

高 橋 委 員	や) 委員より説明をお願い致します。 委員番号13番、高橋です。整理番号3番について説明いたします。農地の所在は伊形町で、面積は188㎡で、地目は畑となっています。譲渡人は国富町と高鍋町在住の方で、譲受人は伊形町在住の方です。 3月24日に、私と山内憲次推進委員と譲受人とで現地調査を行いました。この畑は、譲渡人の父親が財産分けで譲渡人二人に譲った土地で、その譲渡人の二人も高齢になり耕作出来なくなったので、兄弟である譲受人に贈与することです。周囲は住宅と畑に囲まれている土地で、現在は玉葱が植えてありました。今後も畑として使いたいということです。問題は無いと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。 次に、整理番号4番についてです。農地の所在は石田町で面積は792㎡です。譲渡人は佐土原町在住で、譲受人は緑ヶ丘在住の方です。この二人は姉弟とのこと。 3月24日に、私と山内憲次推進委員と譲受人とで現地調査を行いました。理由は贈与とのこと。この田は川側に三角の田との畔をとって一枚の田となっています。今後も田として耕作することです。何ら問題は無いと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。 次に、整理番号5番についてです。農地の所在は片田町で面積は2筆で280㎡です。譲渡人は出北在住の方で、譲受人は伊形町在住の方です。無償贈与とのこと。 3月24日に、私と山内憲次推進委員と譲受人とで現地調査を行いました。現況は畑となっていますが、行ってみたところ、譲受人の牛舎の所から他人の畑を通って行かないと道が無い所で現在は竹林になっていました。少しは竹が切っており整備されてはいましたが、何年かかけて耕作できるよう畑として使いたい、本人は牧草地を目標にしているそうです。皆様のご審議よろしく願いいたします。 次に、整理番号6番についてです。農地の所在は片田町で面積は467㎡です。地目は畑です。譲渡人は福岡市在住の方で、譲受人は片田町在住の方です。状況は16,242㎡で労力は二人で理由は経営規模拡大です。 3月24日に、私と山内憲次推進委員と譲受人とで現地調査を行いました。譲渡人は父親より受け継いだ田と畑を県外在住なので全部処分したいということで、ご親族の譲受人が買うこととなりました。現在は葉物野菜と玉葱が植えてありました。今後も野菜を作っていきたいと言っていました。何ら問題は無いと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議 長 牧 野 委 員	次に、整理番号7番についてです。委員番号15番、牧野 博文（まきの ひろふみ）委員より説明をお願い致します。 委員番号15番、牧野です。整理番号7番について説明致します。農地の所在は小野町で地目は田、面積は2筆で2,036㎡です。 3月24日に、私と甲斐秀雄推進委員と譲受人とで現地調査を行いました。状況は13,052㎡で労力は一人、理由は経営規模拡大となっています。この土地は譲受人が十数年水田として耕作しており、今後も耕作する予定であります。この辺りは湿原であります。譲受人は

	土木業をされておりこの土地にはたくさんの土を入れたので、今後もどうしても自分が水田として使っていきたいとのことです。地域要件も問題ないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 8 番について、委員番号 18 番、松田 宗史（まつだ むねし）委員より説明をお願い致します。
松 田 （ 宗 ） 委 員	委員番号 18 番、松田です。整理番号 8 番について説明致します。農地の所在は舞野町、地目は畑、面積は 201 m²です。この土地は譲受人が今までずっと借りて耕作してきた畑で、今回これを譲り受けて以前と同じように耕作したいということです。
	私と松田成歳推進委員で現地調査を行いました、何ら問題はありませんでした。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 9 番について、委員番号 19 番、矢野 光一（やの こういち）委員より説明をお願い致します。
矢 野 委 員	委員番号 19 番、矢野です。整理番号 9 番について説明致します。農地の所在は二ツ島町で、地目は畑、2 筆で 743 m²です。譲渡人は福岡県在住、譲受人は無鹿町在住の方です。労力は 3 人、理由は経営規模拡大です。
	3 月 22 日に私と甲斐充伸推進委員と譲受人で現地調査を行いました。譲渡人は現在福岡県に住んでいて、こちらの土地を処分したいとのことです。許可後は近くに譲受人の牛小屋があるので、水稻で使う堆肥を貯蔵する小屋を造る予定のようです。譲受人の農業への意欲、経験は十分であり、地域との調和要件も問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議 長	はい。判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 9 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
	何かございませんか？
委 員	異議なし
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	（挙手）
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。

事務局	続きまして、議案第33号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。 それでは事務局より説明をお願い致します。 はい。それでは議案第33号、農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分をご説明いたします。議案書は5ページとなります。 整理番号1番につきましては、農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は小野町の田、1筆、1,018㎡の所有権移転となっております。譲受人は、小野町と川島町で水稻を中心に農業経営をされており、今回の農地も水稻を作付けする計画となっております。 計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？ 何かございませんか？
委員	異議なし
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
牧野委員	続きまして、議案第34号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号1番について、委員番号15番 牧野 博文（まきの ひろふみ）委員より説明をお願い致します。 委員番号15番、牧野です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は上三輪町で、北方土々呂線の西部処分場に向かう道に入っすぐ左折した場所にある農地です。地目は畑、地積は1,140㎡です。この案件はもう二十年ほど前に施設を造ってしまして追認という形になっています。 3月21日に、私と甲斐秀雄推進委員と事務局二人と振興局一人で現地調査を行ないました。建物は既に建っていて長年地域間交流施設として使っていて、今後もその方向で使っていきたいとのことです。周辺農地との絡みにおきましても浄化槽等を設置していて問題ないと思われます。
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番につきましては、農振農用地でありましたが、R6年3月に県の用途変更の許可が下りております。周辺に農地の広がりがありますが、10ha 未満の一団の農地の区域内にある生産性の低い第2種農地となります。

議 長	委員	申請者は一般社団法人の代表を務めており、当該農地及び施設は申請者の父が農業用倉庫として整備したものを、約 20 年前から、子ども達に対する食と農の体験学習の場として活用してきたものです。今回、キッチンやトイレの増設など施設の整備拡張を行い、農業体験学習等の充実を図りたいとの事です。 従いまして、法人の活動が農地法施行規則第 33 条第 1 項第 1 号 農業体験等地域間交流施設として例外規定に該当すると認められることから、立地基準に問題ないと判断致しました。 また、一般基準につきましては、既存の農業用倉庫を活用し転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。
		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？ 何かございませんか？
		異議なし
議 長	委員	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。 続きまして、議案第 35 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。 それでは、整理番号 1 番と 2 番について、委員番号 12 番 遠田 祐星（とおだ ゆうせい）委員より説明をお願い致します。
遠 田 委 員		委員番号 12 番、遠田です。整理番号 1 番と 2 番について説明致します。 先ずは整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は祝子町、地目は畑、地積は 522 ㎡です。譲渡人は日向市在住の方です。次に整理番号 2 番についてですが、農地の所在は祝子町、地目は畑、地積は 231 ㎡です。譲渡人は祝子町の宗教法人です。整理番号 1 番も 2 番も譲受人は祝子町の酒造メーカーです。 3 月 21 日に、松田純二推進委員と事務局と県職員で現地調査を行いました。私自身は別日に現地を確認し、松田推進委員と事務局員に話を聞くという流れになりました。この農地は以前より仮登記をしており今回改めて 5 条申請となったということです。この農地は十年以上も耕作をされてなく、酒造メーカーの既存施設の隣接地となっており、今回周辺地も含めての一体的利用の為に申請を行ったとのこと。周辺農地との調和も問題ないと判断致しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。
議 長	委員	次に、整理番号 3 番について、委員番号 18 番 松田 宗史（まつだ むねし）委員より説明をお願い致します。
松 田 （ 宗 ） 委 員		委員番号 18 番、松田です。整理番号 3 番について説明致します。農地の所在は舞野町で、地目は畑、地積は 547 ㎡です。譲渡人と譲受人は親子関係で、屋敷の中の畑に息子さんが帰って来て家を建てるということです。屋敷は全部コンクリートブロックで囲まれており、排水等も問題ないと思われます。私と松田成歳推進委員とで現地調査致しましたが、何ら問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 事 務 局	長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
		はい。農地区分につきまして説明致します。
		整理番号1番及び2番につきましては、周辺に10ha以上の一団の農地の区域内にある生産性の高い第1種農地となります。
		当該農地は、酒造場の敷地に続く駐車場として一体的に活用されるものであり隣接土地との一体的利用1/3以下の例外規定に該当することから業務上必要な施設として、立地基準に問題ないと判断致しました。
		また、一般基準につきましては、周辺の宅地や山林と合わせ一体的に駐車場として整備するものであり、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。
		なお、H16年に仮登記されており、許可後本登記する予定です。
		次に、整理番号3番につきましても、周辺に10ha以上の一団の農地の区域内にある生産性の高い第1種農地となります。
		申請地周辺には家屋が連なり、相当の街区が形成されていることから生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。
		また、一般基準につきましては、S35年ごろ住宅建築の際、農地の一部まで建築し宅地となっており、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。
		以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議 事 務 局	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
		何かございませんか？
花 畑 委 員		整理番号1番と2番の所在地番が随分と離れた番号なのに、地図上では隣り合っているのは間違いではないでしょうか？
事 務 局		離れた番号ですが、字図でも登記簿でも確認してまして、隣り合わせて間違いありません。
議 事 務 局	長	他に何かございませんか？
委 員		異議なし
議 事 務 局	長	異議なしということですが、先程出ました地番の件も問題ないと思いますけれども、意見として処理して、県の方に進達したいと思います。
		以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局		それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第31号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の13ページから14ページに記載しておりますが、6件の届出があり、田が4筆の477㎡、畑が2筆の595㎡、計6筆、1,072㎡の転用となっております。

議 長 委 員 議 長	次に、報告第32号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の16ページに記載しております。3件の届出があり、田のみ4筆の2,810㎡の合意解約となっています。 次に、報告第33号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の18ページから19ページをご覧ください。今回5件の届出があり、田が33筆の17,230.61㎡、畑が17筆の4,450.72㎡、計50筆の21,681.33㎡となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
事 務 局	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？ ありません。 無いようなので報告を終わります。 次に協議第14号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願い致します。 こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の21ページから22ページになりますが、 まず、整理番号1番が 東延岡地区、 整理番号2番から4番までが 下祝子地区、 整理番号5番、6番が 沖田地区 整理番号7番から24番までが個別案件での促進計画となっております。 今回の促進計画では、22ページの表下にあるとおり9人の出し手から24筆、20,403㎡の農地を個人4人と1法人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議 長 甲斐（一） 推 進 委 員	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？ 質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。 それでは、農地利用最適化推進委員さんの活動について報告をお願いしたいと思います。まず、初めに甲斐一太郎推進委員からお願いします。 推進委員第16地区の甲斐一太郎です。私の担当地区は花畑委員と一緒に川水流、蔵田、上崎、早上、早中、早下を担当し、私は主に早上、早中、早下を担当しています。 まず現況報告ですが、早上地区は、猿渡、荒平、久保、城の4地区があり、猿渡地区は7軒で条件の良い農地を耕作しています。また、中山間地域等支払制度に取り組んでおり、草刈りなどをしながら何とか農地を維持しています。荒平地区は60～70代の耕作者が中心となって比較的作付けされています。久保地区は2軒で、城地区は耕作している人はいません。

	次に早中地区ですが、うつぎ、亀ヶ崎、田ノ元、湯野原の4地区があり、うつぎ地区は基盤整備がしてありますので殆どが耕作してあります。亀ヶ崎地区は3軒あり、2軒が離農、1軒が耕作しています。この地区は条件が悪いところが多く今後が心配されます。田ノ元地区は2軒が耕作していますが、条件のよい農地だけが耕作されていますが、その他は草刈りなどをして農地を維持しています。 次に早下ですが、ハナレジマ、シモノハル、早日渡の3地区があり、ハナレジマ地区は3軒ありましたが、現在は離農して今は耕作していません。シモノハル地区は3軒ありますが1軒は離農しています。現在、基盤整備している箇所が1箇所あり、そこは別の人が管理しています。早日渡地区は基盤整備してあり殆ど耕作しています。以上が現状です。 私は月に1〜2回ほど見まわっていますが、どの地区も昼間は誰もいません。中山間地域の農業の厳しさをヒシヒシと感じています。 遊休農地の解消は、耕作条件のよいところは作付けされていますが、条件の悪い土地は、なかなか難しいと思われます。少しでも農業に意欲のある担い手が出て来ることを期待し、少しでもお世話できればと思っています。 現在、地域計画の話し合いが行われていますが、これから5年先10年先の地域農業を考えた時に、農地を誰がどうやって守っていくかを検討しています。話し合いへの参加への呼びかけを行い、より良い地域計画になることを願って協力していきたいと思います。 以上です。
議 長	ありがとうございます。何かご質問等はありませんか？
吉田推進委員	次に、吉田 嘉（よしだ よしみ）推進委員からお願いします。 第4地区を担当しています吉田です。担当地区は、柚木田、大門、粟野名、大武、牧、無鹿、檜山の7地区を貫委員と二人で担当しています。この地区の農地面積は64haがあります。 活動状況としては、担い手に農地バンクの登録推進や、農地パトロール、遊休農地の解消を主体に活動しています。私の担当地区は山間部に面した地区はなく、有害鳥獣の被害はありませんので、その点では助かっています。しかし、直面する課題として、私の地区に限ったことではないですが、水路の問題があります。特に無鹿地区においては老朽化がひどく、土地改良区、農地水環境整備協議会、各生産組合で協力して問題の解決に取り組んでいますが、まだまだ道半ばで、問題は山積している状況です。 地区全体の担い手の農地集約は約7割程度の状況です。 現在の地域計画策定では、去年12月から2月にかけて3回、二ツ島地区を入れた協議を行い、目標地図の策定に向けた調整を行っています。5年後10年後の地域農業を考えた時に、担い手不足や高齢化が進展する中で、目標を定めるのは、なかなか厳しい状況ですが、日々、毎日最適化活動をやっていくしかないかなと思っています。 推進活動を行う上で、必ず耕作者から聞く言葉として、「誰か作ってもらえる人はいないか。」「この先何年できるかわからない。」「近い将来地域農業はどうなるのか。」などと悲観的な言葉しか聞かない状況です。 新規就農者については、他の地区から数名いるようですが、農業経営のレベルになる方は若干名です。今は大規模に農業をやっている人が一手に引き受けていただいているので、何とか担い手や遊休農地の問題はありますが、日々の活動において裾野を広げていく活動を続けていきたいと思っています。 以上です。
議 長	ありがとうございます。只今、吉田推進委員から活動報告がありましたが、何か質問はないでしょうか？

議 長	(質問等なし) 質問もないようです。今回もお二方には大変有意義な活動報告をしていただきありがとうございました。他の推進委員さんも今後の活動に活かしていただけたらと考えております。ありがとうございました。 また、来月は、甲斐昭浩推進委員と山内憲次進委員となっておりますので、よろしくお願いします。
事 務 局 議 長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願い致します。 (事務局より説明) 以上を持ちまして第9回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会 長 甲 斐 壽 徳

10 番 松 下 康 廣

12 番 遠 田 祐 星